

令和5年度 第14回庁議要旨

日時：令和5年10月24日（火）

午前8時45分～午前9時10分

会場：庁議室

[審議事項]

1 認定された地域再生計画（観て、撮って、いつでも誰でもアートを楽しめる街づくり事業）の取下げについて（復興企画部・産業部）

観て、撮って、いつでも誰でもアートを楽しめる街づくり事業に係る地域再生計画について、令和5年8月18日付けで内閣府の認定を受け、令和5年市議会第3回定例会に係る関係予算を提案したが、議員各位から現代アート事業について作品の選定を含めた事業内容について御指摘があり、関係予算を取り下げた。

現代アートを基軸として認定されている地域再生計画を取り下げるもの。

(1) 主な内容

現計画は「現代アートを活用した観光資源造成事業」、「マンガとARトリックアートのコラボ事業」、「広報・PR事業・ツアー造成」を三位一体として構成し、内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金」を一部財源に関係人口・交流人口のさらなる拡大を図ろうとするものであったが、基軸となる現代アート事業について改めて精査する必要があると認められたことから、認定された地域再生計画を取り下げるもの。

(2) 今後の予定

令和5年11月 内閣府地方創生推進事務局

交付金チーム及び地域再生計画チームによるヒアリング

（内閣府の指示により事務手続きを進める。）

2 石巻市みなし特定公共賃貸住宅における対象地区の追加について（建設部）

半島沿岸部における市営住宅については、入居者の募集を行っても申し込みがなく、空き戸が常態化している一方、当該地区については民間賃貸住宅が不足しており、市営住宅の入居希望者が収入要件により入居できない状況が見られることから、石巻市みなし特定公共賃貸住宅入居取扱規則（令和4年2月規則第4号）を制定し、令和4年3月の定期募集からみなし特定公共賃貸住宅の入居者募集を開始した。

これまで、雄勝、北上、牡鹿地区に位置する市営住宅の一部を、みなし特定公共賃貸住宅として取扱うこととしていたが、荻浜地区も対象とし、将来的な入居希望に備え、当該地区への定住促進と地域活性化及び復興住宅の有効活用を図る。

(1) 主な内容

対象地区に荻浜地区を追加し、当該地区内の市営住宅を石巻市みなし特定公共賃貸住宅として使用することを可能とする。

(2) 今後の予定

- 令和5年12月 石巻市みなし特定公共賃貸住宅入居取扱規則の改正
令和6年 3月 荻浜地区の市営住宅についてみなし特定公共賃貸住宅の入居者募集を開始予定

3 半島沿岸部における石巻市営住宅の割増賃料の減免について（建設部）

半島沿岸部における市営住宅の入居者が収入超過者又は高額所得者に認定された場合、その家賃は最大で近傍同種家賃と同額となるため、当該住宅への居住が困難となり、他地区への転出等が見込まれ、当該地区の人口減少や担い手等の減少につながるおそれがある。

民間賃貸住宅が不足している半島沿岸部における、市営住宅の割増賃料を減免し、当該地区への定住促進と地域活性化を図る。

(1) 主な内容

雄勝、北上、牡鹿及び荻浜地区の半島沿岸部における公営住宅の割増賃料の減免を行う。

(2) 今後の予定

- 令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：公布の日から施行)

4 石巻市営住宅における共益費の行政徴収導入について（建設部）

市営住宅団地会で実施している共益費の徴収と維持管理経費の支払及び共用部の管理について、入居者の高齢化や、担い手不足に伴う役員の固定化による特定の入居者への業務負担（徴収・金銭管理、資料作成等）が生じており、将来的に運営が困難となることが見込まれる。

団地会運営が困難となり、共用部に係る光熱水費の未払いや管理が行われない場合、入居者が安全に安心して暮らせる環境が損なわれるため、共益費の行政徴収を導入することにより、安全安心な公営住宅を提供する。

(1) 主な内容

- ア 開始時期 令和7年4月1日
イ 徴収開始の手続き 行政徴収を希望する団地会等からの申請により実施
ウ 対象経費 団地内の共用部に係る光熱水費（団地会が管理する集会所等を含む。）
団地内の共用部に係る維持管理費（廊下等照明器具、浄化槽管理、居室内を除く共用部の排水管清掃）
共同アンテナ管理費等
エ 対象住宅 石巻市営住宅条例に定める普通市営住宅（みなし特定公共賃貸住宅を含む。）
改良市営住宅、厚生住宅、石巻市特定公共賃貸住宅条例に定める特定公共賃貸住宅及び、石巻市勤労者住宅条例に定める勤労者住宅
オ 共益費月額 1,100円～2,900円/月を予定
カ 運営方法 共益費は市の歳入とし、宮城県住宅供給公社への管理代行料及び指定管理料に、徴収、支払いに係る事務費や、光熱水費、維持管理費等の経費相当額を含め、各種事務手続きを代行させ運営する。
キ 入居者への通知方法 公営住宅家賃等納入通知書等に記載される、住宅使用料、駐車場使用料とともに、共益費徴収月額を記載し通知する。

ク その他 敷地内除草、団地内清掃に係る経費、入居者親睦会、飲食等経費、町内会費等は対象外とする。

住戸・設備別共益費単価（予定）

【浄化槽なし】共益費月額

住戸種別	月額	排水管清掃	計	備考
戸建、長屋	1,100		1,100	既存は長屋なし
共同	1,100	300	1,400	

【浄化槽あり】共益費月額

住戸種別	月額	排水管清掃	計	備考
戸建、長屋	2,600		2,600	
共同	2,600	300	2,900	

※共同住宅は5年に1回共有部分の排水管清掃を要するため、当該経費積立相当分として300円加算する。

※浄化槽ありの住宅は浄化槽の維持管理を要するため、当該経費相当分として1,500円加算する。

(2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市営住宅条例、石巻市特定公共賃貸住宅条例及び石巻市勤労者住宅条例の一部改正について提案
 （施行予定年月日：令和6年1月1日）
 石巻市営住宅等共益費徴収等に係る取扱要綱の制定
 （施行予定年月日：令和6年1月1日）

令和6年 1月～3月 市内各団地会への説明会実施
 4月～6月 参加希望団地会からの申請受付

令和7年 4月 行政徴収開始

[報告事項]

1 災害援護資金償還金の支払猶予及び違約金免除に係る職権適用について（保健福祉部）

災害援護資金償還金の債権管理において、無反応者への対応が課題となっていることから、災害弔慰金の支給に関する法律第16条の調査権限を無反応者等に対して活用する方法について、宮城県が国に確認した結果、条例施行規則等の改正を行うことにより、職権による支払猶予が可能となるとの見解が令和5年1月27日に示された。

また、違約金の免除については、申請書の提出が難しい借受人等の扱いを県内被災沿岸市町で検討を重ね、職権適用を可能とすることが適切である旨、申し合わせたところである。

支払猶予及び違約金の免除要件に該当する借受人等のうち、高齢や障害等を理由に本人からの申請が難しい場合に、職権適用を可能とするもの。

(1) 主な内容

【支払猶予及び違約金免除に係る職権適用】

支払猶予及び違約金の免除に該当する借受人のうち、高齢や障害等を理由に申請書の提出ができない場合、職権による支払猶予及び違約金免除を行うもの。

(2) 今後の予定

令和5年11月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正
(施行予定年月日：公布の日から施行)

2 産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置について（保健福祉部）

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に、「同法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が同年7月20日に公布され、出産した被保険者等の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額が減額されることとなった。

出産する被保険者の所得割額及び均等割額を減額することにより、子育て世帯の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険被保険者の出産に係る産前産後期間相当分（単胎妊娠の場合は出産（予定）月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産（予定）月の3か月前から6か月間）の所得割額及び均等割額を減額するもの。

※「出産」とは妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工中絶含む）、早産も対象となる。

※令和5年度は令和6年1月以降に免除対象月がある場合に対象となる。（令和5年11月以降に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者）

(2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和6年1月1日)
ホームページによる周知
令和6年 1月 市報による周知

【その他】

・令和5年度石巻市市政功労受賞者数について（総務部）

以上